

特集

なぜ今、医療基本法なのか

「基本法」とは、国政に重要なウエイトを占める分野について、国の制度、政策、対策に関する基本方針、原則、準則、大綱を示した法律である。憲法と個別法との間をつないで、憲法の理念を具体化する役割を持ち、憲法を補完するものである。医療は国政上極めて重要な課題であり、医療なくして基本的人権の保障はない。医療に対する国民の不安感が高まっている今日、「医療基本法」の制定が各分野から要望されている。「医療基本法」は、国・自治体を含む公、国民(受療者予備軍)、患者(受療者)、医療提供者(医療機関・医療従事者)、保険者それぞれの立場の権利と義務を含むものでなければならない。

今回の特集では、「医療基本法はなぜ必要か」として伊藤雅治氏に、医療基本法について全体像をご解説いただくとともに、医療基本法のこれまでの経緯や既存の医療法との違いなどについてもご執筆いただいた。終戦から1980年代までは、医療政策の基軸が明確であり、わが国が経済成長を続けたこともあり、政策形成過程で国民的な合意形成が比較容易であったが、今後はこうした国民的な合意形成が難しくなる傾向にあり、我が国の医療制度の基本方向について明確にする必要性が高まることが指摘されている。田中秀一氏には、医療現場の課題を具体的に考察しながら医療基本法の必要性について、前田哲兵氏には、弁護士として、医療基本法はどうあるべきかご考察いただいた。特に東京大学公共政策大学院・医療政策実践コミュニティ(H-PAC)の医療基本法チームリーダーを務められたお立場から、H-PAC医療基本法要綱案をご紹介いただいた。

医療政策を実現するためには医療に対する恒常的な財政支出が必要であり、様々な支出項目の中からどれを重視し、どの程度、どのような形で税負担を甘受するかという価値選択の問題となる。医療の基本理念を明確にせず、医療および医療政策に対する国民の不信を解消しないまま、単に場当たり的な財政出動をしても、ごく近い将来に行き詰まり、揺り戻しがくることは避けられない。財政からみた医療基本法に関しては、印南一路氏にご執筆いただいた。患者会の立場からは長谷川三枝子氏に、医療基本法に求めることを、団体としての医療基本法制定に対する取り組みや草案について、日本医師会の今村定臣氏と、全日本病院会の飯田修平氏にそれぞれご紹介、ご執筆いただいた。

医療基本法には、日本国憲法第13条や第25条の理念の具体化、全ての人への質の高い医療の提供、医療が公共のものであるとの認識に立った資源の確保と配分、EBM(根拠に基づいた医療)に則った最適・最善の医療の確保、医療政策決定過程への国民(患者、家族、患者支援者など)の参加などにより日本の医療をどのように作っていくかという視点が欠かせない。今後は多様な立場からの意見交換と政治レベルでの立法へ向けた取り組みを期待する。

井伊 雅子

一橋大学国際・公共政策大学院 教授